



# 議案第1号 解散計画の策定について

---

## 解散計画策定の背景

- ◆ 平成25年度決算において、非継続基準に抵触しており、平成27年4月から特例掛金1.7%引上げが必要。
- ◆ 免除保険料の算出方法の変更により、平成27年4月から現行より大幅に減少となり掛金収入が減少する。

## 解散計画の概要

平成25年6月19日に成立した「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」の施行日から起算して5年を経過する日までの間において、解散又は代行返上をしようとする場合は、当該解散に関する計画（以下「解散計画等」といいます。）を厚生労働大臣に提出することができます。

解散計画等を提出した基金は、当該解散計画に従ってその事業を行わなければなりません。解散計画提出後は、従来の財政検証（継続基準・非継続基準）に代えて、当該計画における積立目標を達成することが可能かどうか検証することとなります。

解散計画等の作成要領は次のとおりです。

①解散計画等の内容 解散計画書又は代行返上計画書には、次に掲げる事項について記載します。

ア. 適用開始日、解散予定日及び解散に向けた具体的なスケジュール

イ. 解散予定日における積立…責任準備金、最低責任準備金又は最低積立基準額の一定倍

ウ. 事業及び財産の現状…計画策定時点で確定している直前の財政決算における実績

エ. 積立目標の達成のために必要な具体的措置…積立目標の達成に必要な掛金及びその他具体的措置（予定している場合）

オ. 具体的措置に伴う財政の見通し…年金数理人の確認及び署名押印

②解散計画等の基準 解散計画等の作成に当たっては、以下の基準を満たすものとする事とされています。

ア. 解散予定日における積立目標とする債務に対する積立水準が計画作成時点で確定している直前の財政決算時と比較して低下しないこと。ただし、計画作成時点で確定している直前の財政決算における純資産が最低責任準備金の額を下回る場合には、解散予定日における最低責任準備金に対する積立水準が低下しないこと又は最低責任準備金の額から純資産額を控除した額が拡大しないこと。

イ. 原則として、計画作成時点で計画作成時点で確定している直前の決算年度における加入員の標準報酬月額及び標準賞与額に対する掛金の比率が低下しないものであること。なお、掛金の算定の基礎となる給与に変更がなく、計画実施後の規約上掛金が実施前より低下しない場合には、基準を満たすものとする。

# 解散計画のシュミレーション

適用開始日：平成27年4月1日  
 解散予定日：平成28年3月31日

## (1) 作成パターン

	最低責任準備金の計算方法		解散予定日における積立目標	特例掛金
	代行給付費の簡便計算に用いる係数	厚生年金本体利回りの適用時期		
A	全期間一律0.875	期ずれ解消後	最低責任準備金の額から純資産額を控除した額が1,844百万円以下	—
B	全期間一律0.875	期ずれ解消前	最低責任準備金の1.00倍	84%

(注)最低責任準備金は、実際の解散時に適用すると想定される方法で算出することとされております。  
 計画提出後に適用する予定である方法が変更となった場合、計画を変更する必要がある可能性のあることにご留意下さい。

## (2) 前提

### ・各種利回りの見込み

年度	年金資産の運用利回り	最低積立基準額の算定利率	最低責任準備金の算定利率	
			期ずれ解消後	期ずれ解消前
26	3.50%	2.556%	2.57%	9.2325%
27	3.50%		2.91%	6.8075%
28	3.50%		3.39%	2.655%
29	3.65%		3.65%	3.03%
30	3.85%		3.85%	3.455%

### ・新規加入員数の見込み(過去5事業年度の実績の平均を使用)

男子	354名
女子	254名

### ・年間賞与標準給与総額の見込み

男子	報酬標準給与月額の1.836ヶ月分
女子	報酬標準給与月額の1.584ヶ月分

※代行部分にのみ、総報酬制を導入しています。

### (ご参考)

#### ・過去5事業年度の時価ベース利回りの平均

9.14%

#### ・予定利率

3.50%

(3) 財政の見通し

<パターンA>

最低責任準備金の計算方法		解散予定日における積立目標	特例掛金
代行給付費の簡便計算に用いる係数	厚生年金本体利回りの適用時期		
全期間一律0.875	期ずれ解消後	最低責任準備金の額から純資産額を控除した額が 1,844百万円以下	—

(金額単位:百万円)

年度	掛金率(%)			給与額		掛金等収入	給付等支出	運用収益	年金資産①	責任準備金②	積立水準①/②	最低積立基準額③	積立水準①/③	最低責任準備金④	積立水準①/④	不足額④-①
	標準	特別	特例	報酬	賞与											
25									27,660	26,686	1.03	40,726	0.67	29,504	0.93	1,844
26	46	39	0	1,971	3,487	2,143	3,221	949	27,531	26,654	1.03	39,997	0.68	28,885	0.95	1,354
27	46	39	0	1,941	3,430	2,110	3,302	943	27,282	26,670	1.02	39,286	0.69	28,263	0.96	981

<パターンB>

最低責任準備金の計算方法		解散予定日における積立目標	特例掛金
代行給付費の簡便計算に用いる係数	厚生年金本体利回りの適用時期		
全期間一律0.875	期ずれ解消前	最低責任準備金の1.00倍	84%

(金額単位:百万円)

年度	掛金率(%)			給与額		掛金等収入	給付等支出	運用収益	年金資産①	責任準備金②	積立水準①/②	最低積立基準額③	積立水準①/③	最低責任準備金④	積立水準①/④	不足額④-①
	標準	特別	特例	報酬	賞与											
25									27,660	24,834	1.11	38,874	0.71	27,652	1.00	—
26	46	39	0	1,971	3,487	2,143	3,221	949	27,531	26,551	1.03	39,894	0.69	28,782	0.95	1,251
27	46	39	84	1,941	3,430	4,067	3,302	977	29,273	27,657	1.05	40,273	0.72	29,250	1.00	—

(注)平成27年度以降の標準掛金率及び最低責任準備金は、現行の免除保険料率(38%)に基づくものとしております。  
当該取扱いを行うためには、平成27年2月末までに解散計画申請書を提出する必要があります。

パターンAの場合、積立目標である最低責任準備金から純資産額を控除した額18億4千4百万円の基準をクリア⇒解散計画の策定し、平成27年2月末までに厚生労働大臣あて提出



平成25年度末を基準日とする財政検証に抵触し、平成27年4月に掛金対応を行う必要があるが、解散計画等を提出することにより、変更計算に係る掛金対応に代えて解散計画を実施することができる。⇒平成27年4月からの掛金引上げ不要。



解散計画を提出する場合、見直し後の免除保険料率は適用されず、現行の保険料率となる。⇒掛金収入の維持

## 解散計画におけるスケジュール

【別紙】

スケジュール

平成26年2月26日	第105回代議員会にて解散方針を議決
平成26年3月28日	解散等方針議決報告書提出
平成26年5月15日	記録整理につき連合会説明会実施、記録整理開始
平成26年5月27日～	事業主向け解散に係る説明会実施。
平成26年6月5日	
平成27年6月予定	事業主向け同意に係る説明会開始、平成27年9月30日を期限として事業主・加入員・労働組合の同意書提出依頼
平成27年12月	解散認可申請予定
平成28年3月	解散認可予定